

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 日本学術振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
日本学術振興会オンライン申請システム維持運用保守一式	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成22年4月1日	NECネクソソリューションズ株式会社 東京都港区三田1-4-28	排他的権利の保護(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	119,700,000円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	
日本学術振興会 清掃業務請負	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成22年4月1日	住友不動産株式会社 東京都新宿区西新宿2-4-1	ビル管理会社としか契約締結ができないため(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	8,211,379円	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5	単価契約
文書保管箱寄託及び物品保管等	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成22年4月1日	大嘉倉庫株式会社 東京都中央区勝どき5-11-8	運送又は保管させるとき(会計規程第37条第1項第1号、契約規則第19条第8号)	非公表	5,390,000円	-	-	運送又は保管させるとき(会計規程第37条第1項第1号、契約規則第19条第8号)	19	単価契約
財務会計システム保守契約	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成22年4月1日	財団法人日本システム開発研究所 東京都新宿区富久町16-5	排他的権利の保護(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	1,496,250円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	
科学研究費補助金データベース・システム運用サポート業務について	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成22年4月1日	みずほ情報総研株式会社 東京都千代田区神田錦町2-3	排他的権利の保護(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	166,950,000円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	
日本学術振興会オンライン申請システム研究者養成事業 帳票出力機能改修(海外特別研究員追加)及び特研審査カスタマイズ	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成22年4月1日	NECネクソソリューションズ株式会社 東京都港区三田1-4-28	排他的権利の保護(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	11,921,910円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	
独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金事業電子申請システムにおける平成22年度上期改修等業務一式	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成22年4月1日	NECネクソソリューションズ株式会社 東京都港区三田1-4-28	排他的権利の保護(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	56,164,515円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	
内定管理システムの改造開示資料平成22年度制度改定対応 外	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成22年4月2日	みずほ情報総研株式会社 東京都千代田区神田錦町2-3	排他的権利の保護(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	45,835,860円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	

日本学術振興会オンライン申請システム LAN冗長化に係る構築等作業 一式	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成22年5月24日	NECネクサソリューションズ株式会社 東京都港区三田1-4-28	排他的権利の保護 (会計規程第37条第1項第1号)	非公表	15,936,799円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	
日本学術振興会オンライン申請システムストレージサーバ冗長化作業 一式	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成22年6月29日	NECネクサソリューションズ株式会社 東京都港区三田1-4-28	排他的権利の保護 (会計規程第37条第1項第1号)	非公表	2,243,619円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達最適化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。
その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令